

平成十五年法律第二百二十号

次世代育成支援対策推進法

目次

第一章 総則（第一条～第六条）
第二章 行動計画
第一節 行動計画策定指針（第七条）
第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条～第十二条）
第三章 一般事業主行動計画（第十三条～第十八条）
第四節 特定事業主行動計画（第十九条）
第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条～第二十一条）
第六章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）
第七章 総則（第二十二条～第二十三条）
第八章 罰則（第二十四条～第二十七条）
附則
（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念

（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）とのつとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのつとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備、育儿休業を取得しやすい職場環境の形成、労働時間の短縮の取組その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第七条 行動計画策定指針

主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、基本理念にのつとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならぬ。

（市町村行動計画）

第一節 行動計画

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（都道府県行動計画）

第一節 行動計画

都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

（都道府県行動計画）

第一節 行動計画

都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

（市町村行動計画）

第一節 行動計画

市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県行動計画）

第一節 行動計画

都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村行動計画）

第一節 行動計画

市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（都道府県行動計画）

第一節 行動計画

都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関する特に必要な措置を講ずるときは、事業主その他の関係者があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第一節 行動計画

都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

（都道府県行動計画）

第一節 行動計画

都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（都道府県行動計画）

第一節 行動計画

三百人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に向け必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして適当でなくなり申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適當であると承認したものをいう。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適當でないと認めるとときは、同項の承認を取り消すことができる。

承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域、その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第五一条の五第一項及び第五条の五、第三十九条、第四十条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項

中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）」第六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者」の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者がその被用者以外の者に与えようとする者」と同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対して、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第五項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよう必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるとこより、行動計画に基づく措置が即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）で

中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）」第六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者」と、同法第三十六条第二項及び第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進セントラルの財産の状況又はその業務の運営に係る第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百一十号）第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第二百十一号）第二条第一項に規定する育児休業その他これらに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得の状況及び勤務時間の状況を把握し、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするため改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案してこれを定めなければならない。この場合において、前項第二号に掲げる目標については、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるとこより、行動計画に基づく措置が即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。）を策定するものとする。

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）で

第二次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、職員の育児休業等（国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百八号）第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第三条第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百一十号）第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第二百十一号）第二条第一項に規定する育児休業その他これらに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得の状況及び勤務時間の状況を把握し、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようするため改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案してこれを定めなければならない。この場合において、前項第二号に掲げる目標については、職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるとこより、行動計画に基づく措置が即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。）を策定するものとする。

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）で

第二次世代育成支援対策推進セントラルは、一般事業主行動計画の策定及び実施に係り、一般事業主の他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

次世代育成支援対策推進セントラルは、一般事業主行動計画の策定及び実施に係り、一般事業主の他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

次世代育成支援対策推進セントラルは、一般事業主行動計画の策定及び実施に係り、一般事業主の他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

第三次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。地域における次世代育成支援対策の推進を図るために活動を行う者は、地域協議会の協議を行つて、次世代育成支援対策の推進に係る必要な措置を講じなければならぬ。地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るために活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に係る必要な措置を講じなければならぬ。地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）について、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業

あつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる」と認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進セントラルとして指定することができる。

次世代育成支援対策推進セントラルは、一般事業主行動計画の策定及び実施に係り、一般事業主の他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

次世代育成支援対策推進セントラルは、一般事業主行動計画の策定及び実施に係り、一般事業主の他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

次世代育成支援対策推進セントラルは、一般事業主行動計画の策定及び実施に係り、一般事業主の他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

第三次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。地域における次世代育成支援対策の推進を図るために活動を行う者は、地域協議会の協議を行つて、次世代育成支援対策の推進に係る必要な措置を講じなければならぬ。地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るために活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に係る必要な措置を講じなければならぬ。地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）について、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業

大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分に限る。）については厚生労働大臣とし、その他の部分については内閣総理大臣とする。

第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項（第十五条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第五 第二十条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第四号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であつた者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施によ

(り) 平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。) について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日

二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日

四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という)第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)
第七条 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。
(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)
第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超える三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

の法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

比尋抄

の法律は、子ども・子育て支援法の施行の

日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十五条及び第七十三条の規定公有の日
付別へ立成二十六年四月二十三日云爾第二

（施行期日） 八号 附則（平成二六年四月三日法律第二抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定
定 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(相談)
(政令への委任)

（施行期日）
四号抄
附則
（平成二九年三月三一日法律第
一

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略
四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第

五十九条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則

<p>附 則（令和四年三月三一日法律第一二号）抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定</p>	<p>第三十四条 この法律（附則第一項の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十一条）第十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十一条）第十三条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十年法律第三十三号）第十三条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一一条、第二十二一条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日</p>	<p>第三十四条 この法律（附則第一項に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第三十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定</p>	<p>第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日</p>	<p>第二十八条 この法律は、（公共職業安定所）とあるのは、「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは、「船員職業安定法第十五条第一項」と「」を削る部分を除く。並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日</p> <p>附 則（令和四年六月一二日法律第七十六条）抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

定、指定その他の処分又は通知その他他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の國の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の國の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の國の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公
布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法
の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(令和四年法律第七十六号)

**附 則 (令和六年五月三一日法律第四二
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第三条、第八条、第十条及び第十三条の規定 公布の日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。